

平成30年3月五島市議会定例会議案表

(平成30年2月28日提出)

番号	事件名	ページ
議案第1号	五島市部設置条例の一部改正について	1
議案第2号	五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について	2
議案第3号	五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7
議案第4号	五島市職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議案第5号	五島市情報公開条例及び五島市個人情報保護条例の一部改正について	10
議案第6号	五島市手数料条例の一部改正について	13
議案第7号	五島市介護保険条例の一部改正について	16
議案第8号	五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について	18
議案第9号	五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について	29
議案第10号	五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の制定について	31
議案第11号	五島市手数料条例の一部改正について	41
議案第12号	五島市福江陶芸館条例の一部改正について	43
議案第13号	五島市国民健康保険条例の一部改正について	44
議案第14号	五島市国民健康保険税条例の一部改正について	45

議案第 15 号	五島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	47
議案第 16 号	五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	48
議案第 17 号	五島市学校施設整備基金条例の制定について	50
議案第 18 号	五島市五島観光歴史資料館条例及び五島市山本二三美術館条例の一部改正について	52
議案第 19 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	54
議案第 20 号	五島市都市公園条例の一部改正について	55
議案第 21 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	56
議案第 22 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	61
議案第 23 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	64
議案第 24 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	69
議案第 25 号	過疎地域自立促進計画の変更について	72
議案第 26 号	山本二三美術館の指定管理者の指定について	74
議案第 27 号	たい肥センターの指定管理者の指定について	75
議案第 28 号	公有水面埋立てに関する意見について	76
議案第 29 号	和解及び損害賠償の額の決定について	86
議案第 30 号	五島市教育長の任命について	87
議案第 31 号	平成 29 年度五島市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊

議案第32号	平成29年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第33号	平成29年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第34号	平成29年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第35号	平成29年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第36号	平成29年度五島市交通船事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第37号	平成29年度五島市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第38号	平成30年度五島市一般会計予算	別冊
議案第39号	平成30年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第40号	平成30年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第41号	平成30年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第42号	平成30年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第43号	平成30年度五島市簡易水道事業特別会計予算	別冊
議案第44号	平成30年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第45号	平成30年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第46号	平成30年度五島市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第47号	平成30年度五島市公設小売市場事業特別会計予算	別冊
議案第48号	平成30年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第49号	平成30年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊

議案第 50 号	平成 30 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 51 号	平成 30 年度五島市水道事業会計予算	別冊
報告第 1 号	有限会社岐宿農研の経営状況について	別冊

議案第1号

五島市部設置条例の一部改正について

五島市部設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市部設置条例の一部を改正する条例

五島市部設置条例（平成28年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号クを同号コとし、同号エからキまでを同号カからケまでとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 地域づくりに関すること。

オ 移住及び定住に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成30年度の機構改革により、地域振興部に新たに地域協働課を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中教育委員会委員の項から予防接種健康被害調査委員会委員の項までを次のように改める。

教育委員会委員		39,400円	副市長の旅費相当額
選挙管理委員会委員長		21,700円	
選挙管理委員		18,400円	
公平委員会委員		9,900円	
監査委員	識見を有する者から選任された者	166,800円	
	議會議員から選任された者	95,000円	
農業委員会会長		33,000円	
農業委員会委員		26,400円	
固定資産評価審査委員会委員		5,600円	
行政改革推進委員会委員		5,600円	行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額
情報化推進委員会委員		5,600円	
光情報通信網あり方検討委員会委員		5,600円	
自主制作番組審議会委員		5,600円	

地籍調査推進委員会委員	5,600円		
市有財産評価委員会委員	5,600円		
行政不服審査会委員	5,600円		
情報公開・個人情報保護審査会委員	5,600円		
住居表示審議会委員	5,600円		
職員懲戒審査委員会委員	5,600円		
産業医		131,800円	
議員報酬及び特別職給料審議会委員	5,600円		
交通安全対策会議委員	5,600円		
交通安全対策協議会委員	5,600円		
安全・安心まちづくり推進協議会委員	5,600円		
交通指導員		61,400円	
いじめ問題調査委員会委員	5,600円		
防災会議委員	5,600円		
国民保護協議会委員	5,600円		
国民健康保険運営協議会委員	5,600円		
社会福祉施設民間移譲先選定委員会委員	5,600円		
地域福祉計画策定委員会委員	5,600円		
次世代育成支援行動計画策定委員会委員	5,600円		
子ども・子育て会議委員	5,600円		
民生委員推薦会委員	5,600円		
中国残留邦人等生活支援相談員	5,600円		
児童遊戯指導員		8,300円	
児童遊園運営協議会委員	5,600円		
老人福祉計画・介護保険事業計画	5,600円		

策定協議会委員			
老人ホーム入所判定委員会委員	5,600円		
障がい者福祉計画策定協議会委員	5,600円		
障害支援区分 医師の委員	14,600円		
認定審査会委員 その他の委員	9,700円		
社会福祉嘱託医		61,400円	
保育所嘱託医			19,400円
生活支援ハウス利用者判定委員会 委員	5,600円		
介護認定審査会委員 医師の委員	14,600円		
介護認定審査会委員 その他の委員	9,700円		
保健対策推進協議会委員	5,600円		
健康推進員			61,400円
食育推進会議委員	5,600円		
診療所運営協議会委員	5,600円		
医療提供体制のあり方検討委員会 委員	5,600円		
予防接種健康被害調査委員会委員	9,900円		

別表第1 中男女共同参画審議会委員の項から公設小売市場利用者審査委員会委員の項までを次のように改める。

男女共同参画審議会委員	5,600円		
畜犬指導員		13,200円	
廃棄物処理施設環境対策審議会委員	5,600円		
水道施設整備事業評価委員会委員	5,600円		
農地利用最適化推進委員		21,500円	
農業振興協議会委員	5,600円		
青果卸売市場整備促進協議会委員	5,600円		
農村地域工業等導入促進審議会委員	5,600円		

員			
市営林野監視員			33,800円
本山財産区管理委員	5,600円		
大浜財産区管理委員	5,600円		
本山財産区選挙会員	5,600円		
大浜財産区選挙会員	5,600円		
本山財産区山林監視人			43,800円
大浜財産区山林監視人			43,800円
水産業振興協議会委員	5,600円		
企業立地雇用促進審議会委員	5,600円		
雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会委員	5,600円		
公設小売市場利用者審査委員会委員	5,600円		

別表第1 中市営住宅入居者選考委員会委員の項から消防賞じゅつ金等審査委員会委員の項までを次のように改める。

市営住宅入居者選考委員会委員	5,600円		
市営住宅管理人			1戸につき 1,700円
福江港整備促進委員会委員	5,600円		
都市計画審議会委員	5,600円		
景観審議会委員	5,600円		
消防賞じゅつ金等審査委員会委員	5,600円		

別表第1 中教育振興協議会委員の項から就学支援委員会委員の項までを次のように改める。

教育振興協議会委員	5,600円		
奨学生審議委員会委員	5,600円		
就学支援委員会委員	5,600円		

別表第1 中生涯学習推進協議会委員の項から図書館協議会委員の項までを次のように改める。

生涯学習推進協議会委員	5,600円		
青少年問題協議会委員	5,600円		
少年補導員			29,300円
社会教育委員			23,400円
公民館長			116,300円
分館長			61,400円
分館主事			29,300円
公民館運営審議会委員			23,400円
スポーツ推進委員			23,400円
文化財保護審議会委員	5,600円		
文化財監視人			23,400円
学校給食共同調理場所長			32,300円
学校給食共同調理場運営委員会委員	5,600円		
働く婦人の家運営委員会委員	5,600円		
勤労青少年ホーム運営委員会委員	5,600円		
観光歴史資料館運営委員会委員	5,600円		
図書館協議会委員	5,600円		

別表第2中「100分の5」を「100分の3」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

五島市議員報酬及び特別職給料審議会の答申を受け、市長等の給料月額を改定したことに伴い、非常勤特別職の報酬額についても同様に改定を行うなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「とう。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的

な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「、又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

五島市職員の給与に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第2号の表5級の項及び6級の項を次のように改める。

5級	課長、分室長及び副署長の職務
6級	1 消防長の職務 2 次長及び署長の職務

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防職の職員に係る職務の級の分類を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

五島市情報公開条例及び五島市個人情報保護条例の一部改正について
五島市情報公開条例及び五島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次
とおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市情報公開条例及び五島市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(五島市情報公開条例の一部改正)

第1条 五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号）の一部を次のよ
うに改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載さ
れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事
項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

(五島市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 五島市個人情報保護条例（平成18年五島市条例第3号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものを
いう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団
体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する
法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をい
う。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法
人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法
人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含
まれる当該法人等の役員の情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しく
は電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ
っては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作
られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音

声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるのこととなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録されている個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨第7条第3項中「思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある情報は、」を「要配慮個人情報を」

に改める。

第14条第2号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第15条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五島市情報公開・個人情報保護審査会条例及び五島市特定個人情報保護条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

(1) 五島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年五島市条例第4号）第2条第2項

(2) 五島市特定個人情報保護条例（平成27年五島市条例第37号）第2条第1号

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部改正により、個人情報の定義が明確化されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第6第2項中「530,000円」を「570,000円」に、

「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,
000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、

同表第6項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,

000円」を「2, 120, 000円」に、「490, 000円」を「530, 000円」に、「630, 000円」を「680, 000円」に、「990, 000円」を「1, 030, 000円」に、「1, 310, 000円」を「1, 410, 000円」に、「1, 720, 000円」を「1, 780, 000円」に、「3, 320, 000円」を「3, 430, 000円」に、「4, 060, 000円」を「4, 190, 000円」に、「4, 650, 000円」を「4, 800, 000円」に、「9, 100, 000円」を「9, 320, 000円」に、「12, 400, 000円」を「12, 600, 000円」に、「17, 000, 000円」を「17, 300, 000円」に改め、同表第8項中「310, 000円」を「320, 000円」に、「430, 000円」を「460, 000円」に、「720, 000円」を「750, 000円」に、「960, 000円」を「1, 020, 000円」に、「1, 210, 000円」を「1, 300, 000円」に、「2, 950, 000円」を「3, 150, 000円」に、「3, 620, 000円」を「3, 870, 000円」に、「4, 170, 000円」を「4, 460, 000円」に、「2, 660, 000円」を「2, 690, 000円」に、「3, 190, 000円」を「3, 230, 000円」に、「4, 790, 000円」を「4, 830, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく事務に関する手数料を改めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理

由である。

議案第7号

五島市介護保険条例の一部改正について

五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市介護保険条例の一部を改正する条例

五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「37,390円」を「40,560円」に改め、同項第2号及び第3号中「56,080円」を「60,840円」に改め、同項第4号中「67,300円」を「73,000円」に改め、同項第5号中「74,790円」を「81,120円」に改め、同項第6号中「93,490円」を「101,400円」に改め、同項第7号中「100,960円」を「109,510円」に改め、同項第8号中「115,930円」を「125,730円」に改め、同項第9号中「130,880円」を「141,960円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「33,660円」を「36,510円」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び

運営に関する基準 を

」

「
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第5
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する

9条の20の3）
る基準 に改める。

」

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」
を加える。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第
42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間におい

て」を削り、同条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削る。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス

(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは

「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）に、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項及び第191条第8項」に改める。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。」を「限る。」又は「介護医療院」に改め、同条第7項中「(以下)を「(以下この章において)」に改める。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「以下この条において同じ。」及び「以下この項において同じ。」に改め、「第65号」の次に「。以下この項において「県条例」という。」を加え、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（県条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老

人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「（本事業所）」を「（第82条第7項に規定する本事業所）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本事業所、当該本事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本事業所に係る第82条第7項

に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（本体事業所）を「（第82条第7項に規定する本体事業所）に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

（5） 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の市長が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第194条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に、「定める利用定員」を「定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人」に改め、同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）」に改める。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」を「介護支援専門員（第191条第13

項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）」に改める。

第202条中「等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」とを加える。

附則第3条から第5条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

第6条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第7条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することに

より、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行わ
れると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、
便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年
厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。」を「限る。」又は「介護医療院」に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例
の制定について

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例案を
次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例
目次

第1章 趣旨及び基本方針（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第5章 雜則（第34条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第
79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申
請者の要件について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成
10年政令第412号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利
用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第13号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するこ

とができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

5 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

（勤務体制の確保）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならぬ。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

（設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

（掲示）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならぬ。

（秘密保持）

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情

報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第3条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅

介護支援をいう。以下同じ。) の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 第32条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日において長崎県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年長崎県条例第25号)第32条第2項(同条例第33条において準用する場合を含む。)の規定により現に保存することとされている記録についても適用する。

(提案理由)

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正により、平成30年4月1日から指定居宅介護支援等の事業の指定権限が県から市に移管されるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に準じ、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 16 年五島市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 17 号ア中「12,000 円」を「15,000 円」に改め、同号エ中「8,000 円」を「10,000 円」に改め、同号エを同号キとし、同号ウ中「8,000 円」を「10,000 円」に改め、同号中ウをオとし、オの次に次のように加える。

カ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新申請に対する審査 1 件につき 10,000 円

第 2 条第 17 号イ中「12,000 円」を「15,000 円」に改め、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える

エ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の申請に対する審査 1 件につき 5,000 円

第 2 条第 17 号アの次に次のように加える。

イ 指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1 件につき 15,000 円

第 2 条第 17 号に次のように加える。

ク 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の更新申請に対する審査 1 件につき 3,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数

料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成30年4月1日から指定居宅介護支援等の事業の指定権限が県から市に移管されることに伴い、当該事務に係る手数料を追加するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

五島市福江陶芸館条例の一部改正について

五島市福江陶芸館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市福江陶芸館条例の一部を改正する条例

五島市福江陶芸館条例（平成16年五島市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（陶芸館の休止）

3 第2条の規定にかかわらず、陶芸館は、当分の間、休止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

第3次五島市行政改革大綱に基づく公共施設の見直しにより、福江陶芸館を休止することから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

五島市国民健康保険条例の一部改正について

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険条例（平成16年五島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3万円」を「2万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費について適用し、同日前に死亡した被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成30年度の国民健康保険事業の県営化に当たり、県内における葬祭費の支給額を統一するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

五島市国民健康保険税条例の一部改正について

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担

する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

同条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

五島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

五島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

五島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年五島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「本文」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「特定住所変更（同号）を「特定住所変更（法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により五島市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則第2項の前の見出し並びに同項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案を次のと
おり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年五島市条例第131
号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第14条第1項ただし書きを削る。

第20条第1号中「（同表奈留支所管内の部に掲げる物にあっては、同支所管内
の処理施設に自ら搬入するものに限る。）」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

市が処理する一般廃棄物の区分		手数料
可燃ごみ及び 不燃ごみ	指定容器（小）1枚に入る物	10円
	指定容器（中）1枚に入る物	20円
	指定容器（大）1枚に入る物	40円
粗大ごみ	自転車、ストーブ、こたつ、畳 (2畳分)その他1人で排出でき る物	300円
	ベッドその他1人では排出でき ない物	600円
市の処理施設に自ら搬入する可燃性のごみ及び 不燃性のごみ		10キログラムまで ごとに40円

別表第2（第20条、第21条関係）

市が一般廃棄物の処理と併せて処理することができる 産業廃棄物の区分		手数料
食料品製造業において 原料とした動物又は植 物に係る固形状の不用 物その他市長が特に認 めた産業廃棄物	指定容器（小）1枚に入る物	10円
	指定容器（中）1枚に入る物	20円
	指定容器（大）1枚に入る物	40円
	市の処理施設に自ら搬入する 物	10キログラムまで ごとに40円

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(提案理由)

市が実施する廃棄物の処理に関し、奈留支所管内における特例を廃止し、市内における取扱いを統一することから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

五島市学校施設整備基金条例の制定について
五島市学校施設整備基金条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市学校施設整備基金条例
(設置)

第 1 条 五島市立の小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）の整備に要する経費の財源に充てるため、五島市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、学校施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校施設の整備に要する経費の財源を確保するため、五島市学校施設整備基金を設置することから、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

五島市五島観光歴史資料館条例及び五島市山本二三美術館条例の一部改正
について

五島市五島観光歴史資料館条例及び五島市山本二三美術館条例の一部を改正する
条例案を次のとおり提出する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

五島市五島観光歴史資料館条例及び五島市山本二三美術館条例の一部を改正
する条例

(五島市五島観光歴史資料館条例の一部改正)

第1条 五島市五島観光歴史資料館条例（平成16年五島市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係） 観覧料（1人1回につき）

観覧者の区分	個人	団体	共通観覧券
一般	300円	240円	500円 (210円)
高校生、中学生及び小学生	100円	80円	

備考

- 1 小学生未満の幼児の観覧料は、無料とする。
- 2 団体は、20人以上の団体とする。
- 3 共通観覧券とは、一定の期間内において資料館で観覧し、及び山本二三美術館に入館することができる共通の観覧券をいう。ただし、資料館の特別の展示会等及び山本二三美術館の企画展示の観覧を除く。
- 4 括弧内の金額は、共通観覧券の料金のうち、資料館の観覧料とする。

(五島市山本二三美術館条例の一部改正)

第2条 五島市山本二三美術館条例（平成29年五島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「場合の」の次に「美術館の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係） 入館料（1人1回につき）

区分		金額		
		個人	団体	共通観覧券
常設 展示	市内に住 所を有す る者	一般	400円	320円
		高校生、中学生及び小学生	100円	
	市内に住 所を有し ない者	一般	400円	320円
		高校生、中学生及び小学生	200円	160円
企画展示		2,000円の範囲内におい て、市長が別に定める額		

備考

- 1 「常設展示」とは、期間の定めのない美術作品の常設の展示をいい、「企画展示」とは、期間又はテーマを設けて美術館が特別に企画する美術作品の展示をいう。
- 2 団体は、5人以上の団体とする。
- 3 小学生未満の幼児の入館料は、無料とする。
- 4 共通観覧券とは、一定の期間内において美術館に入館し、及び五島觀光歴史資料館で観覧することができる共通の観覧券をいう。ただし、美術館の企画展示及び五島觀光歴史資料館の特別の展示会等の観覧を除く。
- 5 括弧内の金額は、共通観覧券の料金のうち、美術館の入館料とする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(提案理由)

五島觀光歴史資料館の観覧料の見直しを行うとともに、山本二三美術館との共通観覧券を発行するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 19 号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成 16 年五島市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表玉之浦の部越首住宅 H—1 号の項及び七岳住宅 1 号の項から七岳住宅 3 号の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

越首住宅 H—1 号、七岳住宅 1 号、七岳住宅 2 号及び七岳住宅 3 号を解体することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 20 号

五島市都市公園条例の一部改正について

五島市都市公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市都市公園条例の一部を改正する条例

五島市都市公園条例（平成 16 年五島市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 に次の 1 項を加える。

6 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 10 条第 1 項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の一部改正に伴い、都市公園に占める運動施設の敷地面積の割合の上限を定めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を
別紙のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）
第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出す
る理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 福江辺地
(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町

(2) 地域の中心の位置

長崎県五島市末広町1番10

(3) 辺地度点数

137点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	247,000	0	247,000	247,000

合 計		247,000	0	247,000	247,000

(下線の部分は、変更部分)

	変 更 後	変 更 前
総合整備計画書(第2次変更)	総合整備計画書(第1次変更)	総合整備計画書(第1次変更)
<p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 446人、面積 1, 47 km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p> <p>(2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 446人、面積 1, 47 km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p> <p>(2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 446人、面積 1, 47 km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p> <p>(2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主 体	区分		財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	一般財源 特定財源	財源内訳	一般財源 特定財源	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事業費	事業費						
道路施設	五島市	<u>247,000</u>	0	<u>247,000</u>	<u>247,000</u>			<u>141,700</u>	<u>141,700</u>
合 計		<u>247,000</u>	0	<u>247,000</u>	<u>247,000</u>			<u>141,700</u>	<u>141,700</u>

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主 体	区分		財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	一般財源 特定財源	財源内訳	一般財源 特定財源	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事業費	事業費						
道路施設	五島市	<u>247,000</u>	0	<u>247,000</u>	<u>247,000</u>			<u>141,700</u>	<u>141,700</u>
合 計		<u>247,000</u>	0	<u>247,000</u>	<u>247,000</u>			<u>141,700</u>	<u>141,700</u>

議案第22号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成29年9月29日に議決された田尾・繁敷辺地に係る公共的施設の総合整備
計画を別紙のとおり変更する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）
第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出す
る理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 田尾・繁敷辺地
(辺地の人口 141人、面積 15.30km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町田尾 1372番1
(3) 辺地度点数 237点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道田尾1号線の寺田2号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道田尾1号線の山田1号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	18,774	12,840	5,934	5,600
合計		18,774	12,840	5,934	5,600

(下線の部分は、変更部分)

	変 更	後	変 更	前
総合整備計画書(第1次変更)			総合整備計画書	
長崎県五島市 田尾・繁敷辺地 (辺地の人口 141人、面積 15.30km ²)	長崎県五島市 田尾・繁敷辺地 (辺地の人口 141人、面積 15.30km ²)	長崎県五島市 富江町繁敷 長崎県五島市富江町田尾1372番1 237点	長崎県五島市 富江町繁敷 長崎県五島市富江町田尾1372番1 237点	

1. 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
 - (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町田尾1372番1
 - (3) 辺地度点数 237点
2. 公共的施設の整備を必要とする事情
- 市道田尾1号線の寺田2号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
- 市道田尾1号線の山田1号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。
3. 公共的施設の整備計画

施設名	事業主体	区分		事業費	財源内訳	特定財源	一般財源	財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事	業							
道路施設	五島市	18,774		12,840	5,934	5,600	12,698	8,684	4,014	3,800
合 計		18,774		12,840	5,934	5,600	12,698	8,684	4,014	3,800

施設名	事業主体	区分		事業費	財源内訳	特定財源	一般財源	財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事	業							
道路施設	五島市	18,774		12,840	5,934	5,600	12,698	8,684	4,014	3,800
合 計		18,774		12,840	5,934	5,600	12,698	8,684	4,014	3,800

議案第 23 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された玉之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画
を別紙のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）
第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出す
る理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第4次変更)

長崎県五島市 玉之浦辺地
(辺地の人口 576人、面積 14.50km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 |
| (3) 辺地度点数 | 258点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(消防施設)

井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は500メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっているため海からの取水ができない状況である。

このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

(飲用水供給施設)

玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、浄水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。

このようなことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。

このようなことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようなことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦診療所の薬剤分包機は、平成8年10月に購入したものである。しかし、購入後21年が経過し、長期の使用による部品の老朽化が進んでおり、また、製造会社の統合等により、故障しても、部品の修理及び取替えができない状況である。

このようなことから、新たに薬剤分包機を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所のX線診断装置は、平成4年9月に購入したものである。しかし、購入後24年が経過し、装置が故障により使用不能となっており、また、保守部品保有期間の終了により修理するための部品が確保できない状況である。

このようなことから、新たにX線診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(道路施設)

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	特	定	
消防施設	五島市		8,732	2,618	6,114	6,100	
飲用水供給施設	五島市		138,139	103,369	34,770	34,700	
診療施設	五島市		12,640	6,320	6,320	6,200	
道路施設	五島市		36,000	0	36,000	36,000	
合 計			195,511	112,307	83,204	83,000	

〈議案第23号参考〉 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

	変 更	後	変 更	前
<u>総合整備計画書(第4次変更)</u>				
	長崎県五島市 (辺地の人口 576人、面積 14.50km ²)	長崎県五島市玉之浦辺地 (辺地の人口 576人、面積 14.50km ²)	長崎県五島市玉之浦町玉之浦 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数	長崎県五島市玉之浦町玉之浦 632番3 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数
1. 辺地の概況			1. 辺地の概況	
(1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数	長崎県五島市玉之浦 長崎県五島市玉之浦 632番3 258点	長崎県五島市玉之浦 長崎県五島市玉之浦 632番3 258点	(1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数	長崎県五島市玉之浦 長崎県五島市玉之浦 632番3 258点
2. 公共的施設の整備を必要とする事情			2. 公共的施設の整備を必要とする事情	
(消防施設)			(消防施設)	
井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は500メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっているため海水からの取水ができない状況である。	井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は500メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっているため海水からの取水ができない状況である。	このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。	このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。	このようなことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。
(飲用水供給施設)			(飲用水供給施設)	
玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、净水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。	玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、净水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。	このようなことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となることから、その早急な対策が必要とされている。	戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となることから、その早急な対策が必要とされている。
(診療施設)			(診療施設)	
国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有	国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有	このようなことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	このようなことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	このようなことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようなことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

国民健康保険玉之浦診療所の薬剤分包機は、平成8年10月に購入したものである。しかし、購入後21年が経過し、長期の使用による部品の老朽化が進んでおり、また、製造会社の統合等により、故障しても、部品の修理及び取替えができない状況である。このようなことから、新たに薬剤分包機を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所のX線診断装置は、平成4年9月に購入したものである。しかし、購入後24年が経過し、装置が故障により使用不能となつており、また、保守部品保有期間の終了により修理するための部品が確保できない状況である。このようなことから、新たにX線診断装置を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く觀光道路であり、觀光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

施設名	事業主体	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	(単位：千円)
		事業費	事業費	特定財源	一般財源		
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100	6,114	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700	34,770	34,700
診療施設	五島市	12,640	6,320	6,320	6,200	6,320	6,200
道路施設	五島市	36,000	0	36,000	36,000	23,600	23,600
合 計		195,511	112,307	83,204	83,000	70,804	70,600

期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようなことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

国民健康保険玉之浦診療所の薬剤分包機は、平成8年10月に購入したものである。しかし、購入後21年が経過し、長期の使用による部品の老朽化が進んでおり、また、製造会社の統合等により、故障しても、部品の修理及び取替えができない状況である。このようなことから、新たに薬剤分包機を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所のX線診断装置は、平成4年9月に購入したものである。しかし、購入後24年が経過し、装置が故障により使用不能となつており、また、保守部品保有期間の終了により修理するための部品が確保できない状況である。このようなことから、新たにX線診断装置を整備することで、地域医療の充実を見るものである。

(道路施設)

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く觀光道路であり、觀光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	(単位：千円)
		事業費	事業費	特定財源	一般財源		
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100	6,114	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700	34,770	34,700
診療施設	五島市	12,640	6,320	6,320	6,200	6,320	6,200
道路施設	五島市	36,000	0	36,000	36,000	23,600	23,600
合 計		195,511	112,307	83,204	83,000	70,804	70,600

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分		事業費	特定財源	一般財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事業費	事業費				
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100	6,118	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700	103,369	34,700
診療施設	五島市	12,640	6,320	6,320	6,200	12,640	6,200
道路施設	五島市	36,000	0	36,000	36,000	23,600	23,600
合 計		195,511	112,307	83,204	83,000	112,307	70,600

議案第24号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成29年9月29日に議決された河務辺地に係る公共的施設の総合整備計画を
別紙のとおり変更する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）
第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出す
る理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 河務辺地
(辺地の人口 80人、面積 14.70km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市岐宿町河務 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市岐宿町河務699番2 |
| (3) 辺地度点数 | 233点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道河務1号線の浦ノ川橋は、河務地区の集落内を流れる浦ノ川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後49年が経過しており、主桁の一部が腐食している状況である。このようなことから、この橋の主桁等の補修を行い、橋の延命化及び地域住民の交通の安全を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		18,500	12,654	5,846	5,800
合計			18,500	12,654	5,846	5,800

(下線の部分は、変更部分)

	変 更	後	変 更	前
総合整備計画書(第1次変更)			総合整備計画書	
長崎県五島市 (辺地の人口 80人、面積 14.70 km ²)	長崎県五島市 河務辺地		長崎県五島市 (辺地の人口 80人、面積 14.70 km ²)	長崎県五島市 河務辺地
1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数 2.33点	1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数 2.33点	2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道河務1号線の浦ノ川橋は、河務地区の集落内を流れる浦ノ川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後49年が経過しており、主桁の一部が腐食している状況である。このようなことから、この橋の主桁等の補修を行い、橋の延命化及び地域住民の交通安全を図るものである。	3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間	3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間
2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道河務1号線の浦ノ川橋は、河務地区の集落内を流れる浦ノ川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後49年が経過しており、主桁の一部が腐食している状況である。このようなことから、この橋の主桁等の補修を行い、橋の延命化及び地域住民の交通安全を図るものである。	1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数 2.33点	4. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点	4. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点	4. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点
3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間	3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間	5. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点	5. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点	5. 施設整備計画 長崎県五島市岐宿町河務 長崎県五島市岐宿町河務 699番2 233点

議案第25号

過疎地域自立促進計画の変更について

平成28年3月24日に議決された過疎地域自立促進計画を次のとおり変更する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野 口 市太郎

第7章第3節1. 事業計画の表中

「

スクールバス ス・ボート	スクールバス購入事業 29人乗り	市	
-----------------	---------------------	---	--

 を
」

「

スクールバス ス・ボート	スクールバス購入事業 29人乗り	市	
その他	学校焼却炉解体事業 小型焼却炉 21基	市	

 に改める。
」

第8章第3節1. 事業計画の表中

「

石田城五島氏庭園整備事業 池浚渫	事業者	
---------------------	-----	--

 を
」

「

石田城五島氏庭園整備事業 池浚渫	事業者	
世界遺産関連施設整備事業(トイレ 整備) トイレ建築工事、設計監理委託料	市	

 に改める。
」

(提案理由)

過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法（平成1

2年法律第15号) 第6条第7項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 26 号

山本二三美術館の指定管理者の指定について

五島市山本二三美術館条例（平成29年五島市条例第28号）第13条第1項の規定により、山本二三美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
山本二三美術館	五島市大荒町543番地1 マウンテンブック 代表 山本千枝子	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 27 号

たい肥センターの指定管理者の指定について

五島市たい肥センター条例（平成19年五島市条例第26号）第3条第1項の規定により、たい肥センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
たい肥センター	五島市籠淵町2450番地1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長 橋詰覺	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第28号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面 積 (平方メートル)	用 途	出 願 者
長崎県五島市富江町黒瀬字 小田1番1、1番20、1 番21に隣接する国道38 4号、1番21、1番24 の地先公有水面	105.35	道路用地	長 崎 県

(提案理由)

公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

29漁港許第2号
平成29年12月27日

五島市長様

長崎県知事 中村 法道

公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり長崎県から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 管理班

電話 095(895)2853

公有水面埋立免許願書

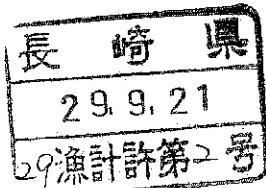
平成29年 9月 7日

長崎県知事 中村法道 殿

出願人 所在地 長崎市江戸町2番13号
名 称 長崎県
代表者 住 所 長崎市鳴見台2丁目23番地15号
氏 名 長崎県知事 中村 法道

公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたい
ので、下記により、出願します。

記



1. 埋立区域

(1) 位 置

長崎県五島市富江町黒瀬字小田1番1、1番20、1番21に隣接する国道384号、1番21、1番24の地先公有水面

(2) 区 域

次の①の地点と②の地点を結ぶ平成29年の春分の満潮位(DL+3.20m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点…長崎県五島市富江町黒瀬字小田1番4に打設されている金属標。

(4級基準点 GT-2)

(北緯 32度36分21秒28 東経 128度44分17秒76)

①の地点	基点から	35度18分53秒	17.813mの地点
②の地点	①の地点から	352度30分32秒	8.990mの地点

(3) 面 積 105.35m²

(内 訳)

用 途	面 積 (m ²)
道 路 用 地	105.35

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置

長崎県五島市富江町黒瀬字小田1番1、1番6、1番20、1番21に隣接する国道384号、
1番21、1番24、4番1、4番1と9番2の間の道、9番2の各地内及び同地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びⒶの地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた
区域。

基点…埋立区域の基点と同じ。

Ⓐの地点	基点から	21度33分04秒	4.334mの地点
Ⓑの地点	Ⓐの地点から	352度30分33秒	29.156mの地点
Ⓒの地点	Ⓑの地点から	87度22分21秒	30.582mの地点
①の地点	Ⓒの地点から	161度35分13秒	29.807mの地点

(3) 面 積 965.14m²

3. 埋立地の用途

道 路 用 地

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

TP + 11.825m ~ TP + 12.309m

(2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
道路護岸	護 岸	基礎工:コンクリート 本体工:スーパー・テールアルメ工法 天端高:TP + 6.111m ~ TP + 7.069m

(3) 埋立に関する工事の施工方法

① 埋立工法

本埋立工事は、一體的に施工・竣工させることとし、外周の構造物を構築させ、道路改良工事にて発生した土砂を埋立区域内に順次投入し、計画地盤高に仕上げる。

② 埋立に関する工事の施工順序

護岸本体工を構築させる。次に、道路改良工事にて発生する土砂を順次陸側より投棄することとし、計画地盤高まで仕上げる。また、汚濁防止膜は基礎工が終了した時点で撤去する。埋立土砂の投入と平行して、護岸の上部工を施工する。最後に、付属工、護岸の水叩工を施工し、埋立に関する工事を竣工させる。

③ 埋立に用いる土砂等の種類

- ・床掘土砂・・・リサイクルされた浚渫土砂
- ・掘削残土・・・有害物質を含有しない土砂
- ・公共残土・・・有害物質を含有しない土砂

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

5. 埋立に関する工事の施工に要する期間

2 年

6.添付図書の目録

1. 埋立必要理由書
2. 設計概要説明書
3. 資金計画書
 - (1) 埋立てに関する工事に要する費用の額
 - (2) 埋立てに関する工事に要する費用の額の明細
 - (3) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法
4. 埋立に関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
5. 処分計画書
6. 環境保全に関し講じる処置を記載した図書
7. 公共施設の配置及び規模について説明した図書
8. 法第4条第3項の権利を有するものに関する図書
9. 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
10. 埋立に用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
11. 添付図書
直前3ヶ月以内に撮影した埋立区域等の写真
12. 添付図面
 - (1) 一般平面図 (1葉) (1:10,000)
 - (2) 実測平面図 (1葉) (1:500)
 - (3) 方位角図(埋立区域、施行区域) (1葉) (1:500)
 - (4) 求積平面図(埋立区域、施行区域) (2葉) (1:500)
 - (5) 埋立地縦断図 (1葉) (1:100)
 - (6) 埋立地横断図 (3葉) (1:100)
 - (7) 工作物構造図 (1葉) (1:100・1:400)
 - (8) 搬入経路図 (1葉) (1:500)
 - (9) 海図 (1葉) (1:100,000)
 - (10) 埋立地用途図及び利用計画図 (1葉) (1:500)
 - (11) 字図 (1葉)

一般平面図 1:10,000

横ヶ島

富江町山手

富江町黒瀬

黒瀬

新保

富江町長峰

丸子

基点(4級基準点GT-2)
北緯 32度36分21秒28
東経 128度44分17秒76

凡例

- 埋立区域
- 施行区域

平成28年度

工事名 一般国道384号道路改良工事

地区名 五島市 富江町 黒瀬地先

施設名

図面種類 一般平面図
縮尺 1:10,000

図面番号 全23葉の内 1号

長崎県五島振興局

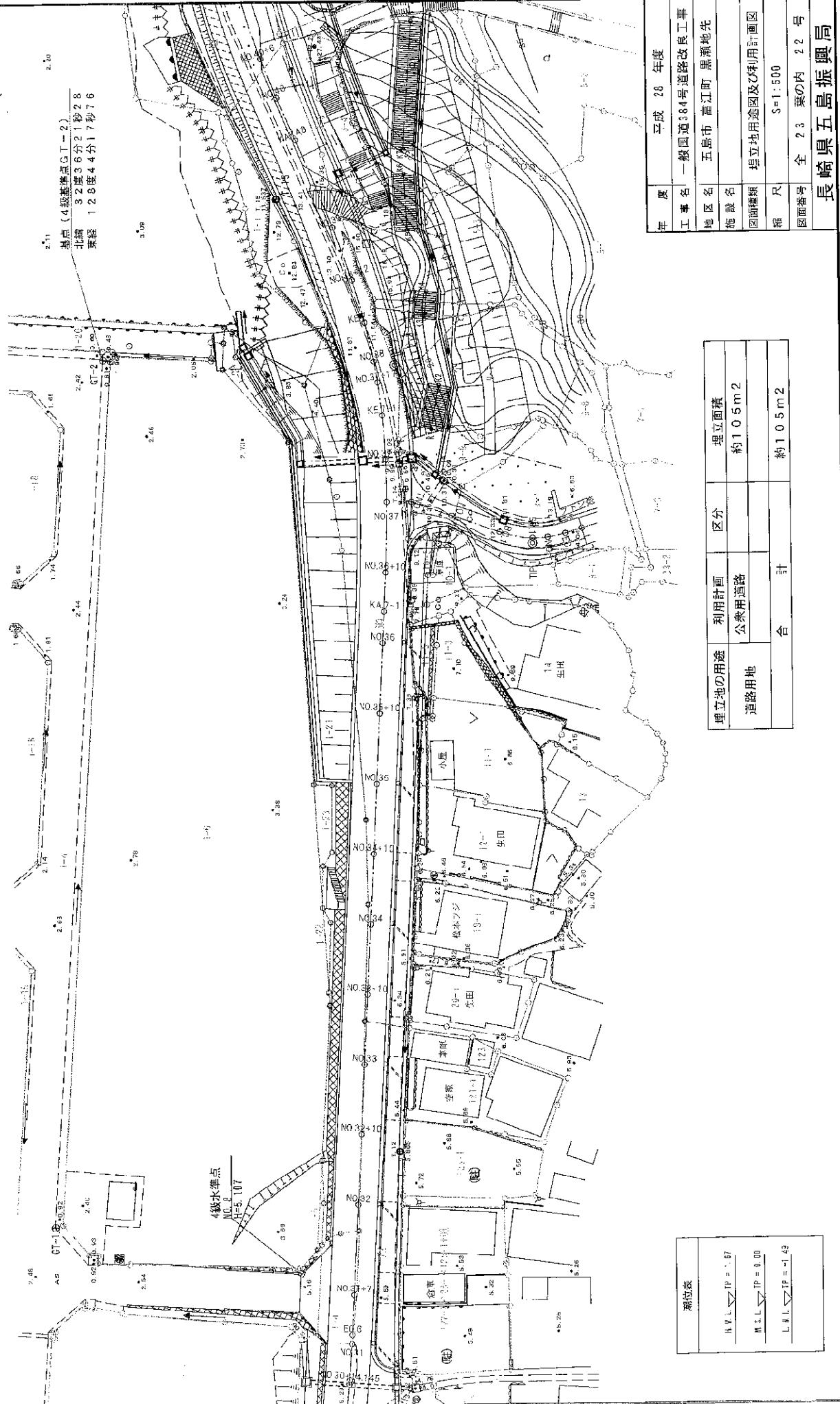
潮位表

H.W.L. □ TP = 1.67

M.S.L. □ TP = 0.00

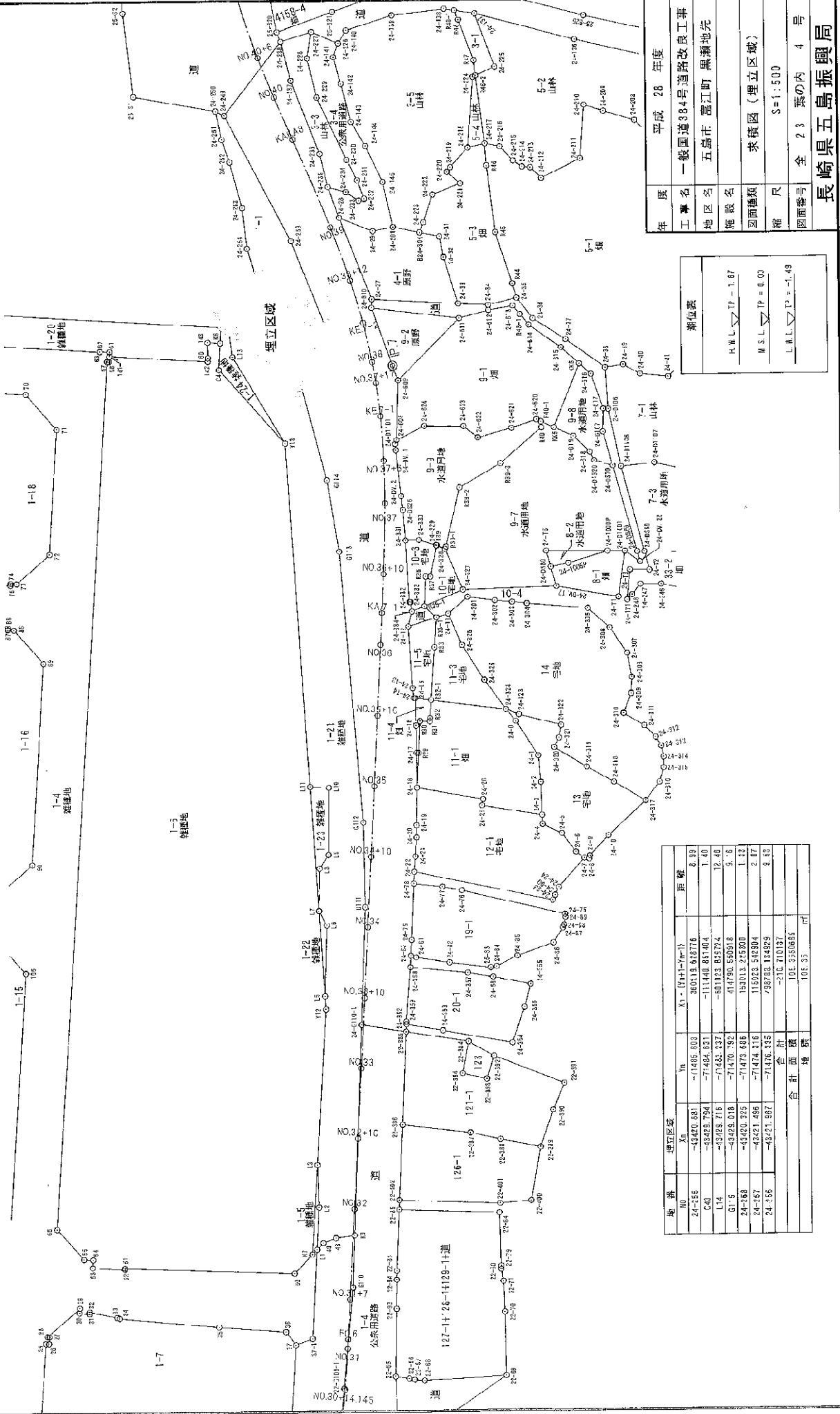
L.W.L. □ TP = -1.48

埋立地用途図及び利用計画図 S=1:500
五島市富江町黒瀬地先



求積図(埋立区域) S=1:500

五島市 富江町 黒瀬地先



議案第 29 号

和解及び損害賠償の額の決定について

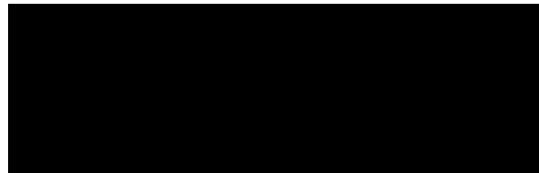
貸借物の損壊による賃貸借契約の市の債務不履行について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

五島市長 野口 市太郎

1 和解及び損害

賠償の相手方



2 和解の要旨

平成 29 年 12 月 3 日、賃貸借契約により相手方から借り受けている軽貨物自動車（長崎 480 け 9977）を運転していた市の職員が、県道玉之浦大宝線を走行中に運転操作を誤り、道路沿いの法面に衝突したことにより当該軽貨物自動車を損壊したため、相手方に当該軽貨物自動車を原状に復して返還し得なくなつたことから、市は、これによって生じた相手方の損害の全部を賠償する。

3 損害賠償の額 533,411 円

(提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第30号

五島市教育長の任命について
次の者を五島市教育長に任命する。

平成30年2月28日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市向町1155番地3

ふりがな ふじたきよと
氏名 藤田清人

(提案理由)

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第30号参考〉

略歴

昭和53年 3月	福岡教育大学卒業
同 54年 4月	福江市立桜島中学校教諭
平成 9年 4月	佐世保市立愛宕中学校教頭
同 15年 4月	福江市立蕨小学校長
同 16年 4月	長崎県教育庁五島教育事務所指導主事
同 18年 4月	五島市教育委員会事務局学校教育課長補佐
同 20年 4月	同 学校教育課長
同 22年 4月	五島市立福江中学校長
同 24年 4月	五島市立崎山中学校長
同 28年 3月	定年退職
同 28年 4月	五島市立福江中学校教諭（再任用）
同 29年 4月	五島市教育長 現在に至る。

任 期 表

就任予定期日	任期満了予定期日
平成30年 4月 1日	平成33年 3月31日

